

。税率の変遷

税目	年度	令和3年度	令和4年度
	個人均等割	3,500円	同左
	個人所得割	一律 6%	同左
市		<ul style="list-style-type: none"> ・公共法人及び公益法人等のうち、均等割を課すことができないもの以外のもの ・人格のない社団等 ・一般社団法人及び一般財団法人 ・相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの ・資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1千万円以下であるものうち、市内の事務所等の従業者の数の合計数が50人以下のもの <p>50,000円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1千万円以下であるものうち、市内の事務所等の従業者の数の合計数が50人を超えるもの <p>120,000円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1千万円を超えるものうち、市内の事務所等の従業者の数の合計数が50人以下のもの <p>130,000円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1千万円を超えるものうち、市内の事務所等の従業者の数の合計数が50人を超えるもの <p>150,000円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超えるものうち、市内の事務所等の従業者の数の合計数が50人以下のもの <p>160,000円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超えるものうち、市内の事務所等の従業者の数の合計数が50人を超えるもの <p>400,000円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超えるものうち、市内の事務所等の従業者の数の合計数が50人以下のもの <p>410,000円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超えるものうち、市内の事務所等の従業者の数の合計数が50人を超えるもの <p>1,750,000円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもののうち、市内の事務所等の従業者の数の合計数が50人を超えるもの <p>3,000,000円</p>	同左
民	法人均等割		同左
税			
	法人税割	8.4% (令和元年9月30日以前に開始した事業年度分 12.1%)	同左

令和5年度	令和6年度	令和7年度
同左	3,000円	同左
同左	同左	同左

年度 税目	令 和 3 年 度	令 和 4 年 度
固定資産税	1. 4 %	同 左
軽自動車税 (種別割)	<p>・原動機付自転車</p> <p>50cc以下 2,000円</p> <p>90cc " 2,000円</p> <p>125cc " 2,400円</p> <p>3輪以上のもの (総務省令で定めるものを除く) (通称ミニカー) 20cc超 3,700円</p> <p>・軽自動車</p> <p>2輪のもの (側車つきのものを含む) 3,600円</p> <p>3輪のもの 3,900円</p> <p>4輪以上のもの</p> <p>乗用のもの営業用 6,900円</p> <p>自家用 10,800円</p> <p>貨物のもの営業用 3,800円</p> <p>自家用 5,000円</p> <p>・小型特殊自動車</p> <p>農耕作業用 2,400円</p> <p>その他 (リフト等) 5,900円</p> <p>・2輪の小型自動車 6,000円</p>	<p>・原動機付自転車</p> <p>50cc以下 2,000円</p> <p>90cc " 2,000円</p> <p>125cc " 2,400円</p> <p>3輪以上のもの (総務省令で定めるものを除く) (通称ミニカー) 20cc超 3,700円</p> <p>・軽自動車</p> <p>2輪のもの (側車つきのものを含む) 3,600円</p> <p>3輪のもの 3,900円</p> <p>4輪以上のもの</p> <p>乗用のもの営業用 6,900円</p> <p>自家用 10,800円</p> <p>貨物のもの営業用 3,800円</p> <p>自家用 5,000円</p> <p>・小型特殊自動車</p> <p>農耕作業用 2,400円</p> <p>その他 (リフト等) 5,900円</p> <p>・2輪の小型自動車 6,000円</p>
	<p>※平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <p>※平成27年3月31日以前に初めて車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <p>※3輪以上の軽自動車において初めて車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税については、税額を以下のとおりとする。ただし、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <p>3輪のもの 4,600円</p> <p>4輪以上のもの 乗用営業用 8,200円 " 自家用 12,900円 貨物営業用 4,500円 " 自家用 6,000円</p> <p>※3輪以上の軽自動車のうち電気自動車もしくは天然ガス自動車 (ポスト新長期規制からNOx10%低減) に該当するもので、令和2年4月1日から令和3年3月31までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和3年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。</p> <p>3輪のもの 1,000円</p> <p>4輪以上のもの 乗用営業用 1,800円 " 自家用 2,700円 貨物営業用 1,000円 " 自家用 1,300円</p> <p>※3輪以上の軽自動車のうち平成30年排出ガス基準50%低減達成車もしくは平成17年排出ガス基準75%低減達成車かつ乗用車の場合は2020年度燃費基準+30%達成車、貨物車の場合は平成27年度燃費基準+35%達成車に該当するもので、令和2年4月1日から令和3年3月31までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和2年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。</p> <p>3輪のもの 2,000円</p> <p>4輪以上のもの 乗用営業用 3,500円 " 自家用 5,400円 貨物営業用 1,900円 " 自家用 2,500円</p> <p>※3輪以上の軽自動車のうち平成30年排出ガス基準50%低減達成車もしくは平成17年排出ガス基準75%低減達成車かつ乗用車の場合は2020年度燃費基準+10%達成車、貨物車の場合は平成27年度燃費基準+15%達成車に該当するもので、令和2年4月1日から令和3年3月31までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和3年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。</p> <p>3輪のもの 3,000円</p> <p>4輪以上のもの 乗用営業用 5,200円 " 自家用 8,100円 貨物営業用 2,900円 " 自家用 3,800円</p>	<p>※平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <p>※平成27年3月31日以前に初めて車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <p>※3輪以上の軽自動車において初めて車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税については、税額を以下のとおりとする。ただし、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <p>3輪のもの 4,600円</p> <p>4輪以上のもの 乗用営業用 8,200円 " 自家用 12,900円 貨物営業用 4,500円 " 自家用 6,000円</p> <p>※3輪以上の軽自動車のうち電気自動車もしくは天然ガス自動車 (ポスト新長期規制からNOx10%低減) に該当するもので、令和3年4月1日から令和4年3月31までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和4年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。</p> <p>3輪のもの 1,000円</p> <p>4輪以上のもの 乗用営業用 1,800円 " 自家用 2,700円 貨物営業用 1,000円 " 自家用 1,300円</p> <p>※3輪以上の軽自動車のうち平成30年排出ガス基準50%低減達成車もしくは平成17年排出ガス基準75%低減達成車かつ令和12年度燃費基準に対する達成の程度が90%以上であり、令和2年度燃費基準を達成しているもので、令和3年4月1日から令和4年3月31までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和4年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。</p> <p>3輪のもの 2,000円</p> <p>4輪以上のもの 乗用営業用 3,500円</p> <p>※3輪以上の軽自動車のうち平成30年排出ガス基準50%低減達成車もしくは平成17年排出ガス基準75%低減達成車かつ令和12年度燃費基準に対する達成の程度が70%以上であり、かつ令和2年度燃費基準を達成しているもので、令和3年4月1日から令和4年3月31までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和4年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。</p> <p>3輪のもの 3,000円</p> <p>4輪以上のもの 乗用営業用 5,200円</p>

令和5年度	令和6年度	令和7年度
同左	同左	同左
<p>・原動機付自転車</p> <p>50cc以下 2,000円</p> <p>90cc " 2,000円</p> <p>125cc " 2,400円</p> <p>3輪以上のもの（総務省令で定めるものを除く） (通称ニカ)20cc超 3,700円</p>	<p>・原動機付自転車</p> <p>50cc(0.6kW)以下 2,000円</p> <p>90cc(0.8kW)以下 2,000円</p> <p>125cc(1.0kW)以下 2,400円</p> <p>3輪以上のもの（総務省令で定めるものを除く） (通称ニカ)20cc超 3,700円</p>	<p>・原動機付自転車</p> <p>50cc(0.6kW)以下 2,000円</p> <p>90cc(0.8kW)以下 2,000円</p> <p>125cc(1.0kW)以下 2,400円</p> <p>50cc超125cc以下かつ最高出力4.0kW以下 2,000円</p> <p>3輪以上のもの（総務省令で定めるものを除く） (通称ニカ)20cc超 3,700円</p>
<p>・軽自動車</p> <p>2輪のもの（側車つきのものを含む） 3,600円</p> <p>3輪のもの 3,900円</p> <p>4輪以上のもの</p> <p>乗用のもの営業用 6,900円</p> <p>自家用 10,800円</p> <p>貨物のもの営業用 3,800円</p> <p>自家用 5,000円</p>	<p>・軽自動車</p> <p>2輪のもの（側車つきのものを含む） 3,600円</p> <p>3輪のもの 3,900円</p> <p>4輪以上のもの</p> <p>乗用のもの営業用 6,900円</p> <p>自家用 10,800円</p> <p>貨物のもの営業用 3,800円</p> <p>自家用 5,000円</p>	<p>・軽自動車</p> <p>2輪のもの（側車つきのものを含む） 3,600円</p> <p>3輪のもの 3,900円</p> <p>4輪以上のもの</p> <p>乗用のもの営業用 6,900円</p> <p>自家用 10,800円</p> <p>貨物のもの営業用 3,800円</p> <p>自家用 5,000円</p>
<p>・小型特殊自動車</p> <p>農耕作業用 2,400円</p> <p>その他（リフト等） 5,900円</p>	<p>・小型特殊自動車</p> <p>農耕作業用 2,400円</p> <p>その他（リフト等） 5,900円</p>	<p>・小型特殊自動車</p> <p>農耕作業用 2,400円</p> <p>その他（リフト等） 5,900円</p>
・2輪の小型自動車 6,000円	・2輪の小型自動車 6,000円	・2輪の小型自動車 6,000円
<p>※平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <p>※平成27年3月31日以前に初めて車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <p>※3輪以上の軽自動車において初めて車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税については、税額を以下のとおりとする。ただし、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <p>3輪のもの 4,600円</p> <p>4輪以上のもの</p> <p>乗用営業用 8,200円</p> <p>" 自家用 12,900円</p> <p>貨物営業用 4,500円</p> <p>" 自家用 6,000円</p>		
<p>※3輪以上の軽自動車のうち電気自動車もしくは天然ガス自動車（ボスト新長期規制からNOx10%低減）に該当するもので、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和5年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。</p> <p>3輪のもの 1,000円</p> <p>4輪以上のもの</p> <p>乗用営業用 1,800円</p> <p>" 自家用 2,700円</p> <p>貨物営業用 1,000円</p> <p>" 自家用 1,300円</p>		
<p>※3輪以上の軽自動車のうち平成30年排出ガス基準50%低減達成車もしくは平成17年排出ガス基準75%低減達成車かつ令和12年度燃費基準に対する達成の程度が90%以上であり、令和2年度燃費基準を達成しているもので、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和5年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。</p> <p>3輪のもの 2,000円</p> <p>4輪以上のもの</p> <p>乗用営業用 3,500円</p>		
<p>※3輪以上の軽自動車のうち平成30年排出ガス基準50%低減達成車もしくは平成17年排出ガス基準75%低減達成車かつ令和12年度燃費基準に対する達成の程度が70%以上であり、かつ令和2年度燃費基準を達成しているもので、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和5年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。</p> <p>3輪のもの 3,000円</p> <p>4輪以上のもの</p> <p>乗用営業用 5,200円</p>		
<p>※3輪以上の軽自動車のうち平成30年排出ガス基準50%低減達成車もしくは平成17年排出ガス基準75%低減達成車かつ令和12年度燃費基準に対する達成の程度が70%以上であり、かつ令和2年度燃費基準を達成しているもので、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和6年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。</p> <p>3輪のもの 3,000円</p> <p>4輪以上のもの</p> <p>乗用営業用 5,200円</p>		
<p>※3輪以上の軽自動車のうち平成30年排出ガス基準50%低減達成車もしくは平成17年排出ガス基準75%低減達成車かつ令和12年度燃費基準に対する達成の程度が90%以上であり、令和2年度燃費基準を達成しているもので、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和6年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。</p> <p>3輪のもの 1,000円</p> <p>4輪以上のもの</p> <p>乗用営業用 1,800円</p> <p>" 自家用 2,700円</p> <p>貨物営業用 1,000円</p> <p>" 自家用 1,300円</p>		
<p>※3輪以上の軽自動車のうち平成30年排出ガス基準50%低減達成車もしくは平成17年排出ガス基準75%低減達成車かつ令和12年度燃費基準に対する達成の程度が90%以上であり、令和2年度燃費基準を達成しているもので、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和6年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。</p> <p>3輪のもの 2,000円</p> <p>4輪以上のもの</p> <p>乗用営業用 3,500円</p>		
<p>※3輪以上の軽自動車のうち平成30年排出ガス基準50%低減達成車もしくは平成17年排出ガス基準75%低減達成車かつ令和12年度燃費基準に対する達成の程度が70%以上であり、かつ令和2年度燃費基準を達成しているもので、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和7年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。</p> <p>3輪のもの 3,000円</p> <p>4輪以上のもの</p> <p>乗用営業用 5,200円</p>		

税目	年度	令和3年度	令和4年度																																																																																				
軽自動車税 (環境性能割)		<p>軽自動車の購入価格に下記の表に示す税率を乗じた額 (乗用)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th colspan="2">税率</th></tr> <tr> <th></th><th>自家用</th><th>営業用</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気軽自動車等(ア)</td><td>非課税</td><td>非課税</td></tr> <tr> <td>★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準75%達成車</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準60%達成車</td><td>非課税 (1.0% (ウ))</td><td>0.5%</td></tr> <tr> <td>★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準55%達成車</td><td>1.0% (2.0% (ウ))</td><td>1.0%</td></tr> <tr> <td>上記以外</td><td></td><td>2.0%</td></tr> </tbody> </table> <p>(貨物)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th colspan="2">税率</th></tr> <tr> <th></th><th>自家用</th><th>営業用</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気軽自動車等(ア)</td><td>非課税</td><td>非課税</td></tr> <tr> <td>★★★★(イ)かつ H27年度燃費基準+20%達成車</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>★★★★(イ)かつ H27年度燃費基準+15%達成車</td><td>1.0%</td><td>0.5%</td></tr> <tr> <td>★★★★(イ)かつ H27年度燃費基準+10%達成車</td><td>2.0%</td><td>1.0%</td></tr> <tr> <td>上記以外</td><td></td><td>2.0%</td></tr> </tbody> </table> <p>(ア)電気自動車及び天然ガス軽自動車（平成30年排出ガス規制適合又は窒素酸化物排出量が平成21年天然ガス車基準10%低減達成車） (イ)「電気軽自動車等」を除き、平成30年排出ガス基準50%低減達成車又は平成17年排出ガス基準75%以上低減達成車 (ウ)令和4年1月1日以降の税率</p>	区分	税率			自家用	営業用	電気軽自動車等(ア)	非課税	非課税	★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準75%達成車			★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準60%達成車	非課税 (1.0% (ウ))	0.5%	★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準55%達成車	1.0% (2.0% (ウ))	1.0%	上記以外		2.0%	区分	税率			自家用	営業用	電気軽自動車等(ア)	非課税	非課税	★★★★(イ)かつ H27年度燃費基準+20%達成車			★★★★(イ)かつ H27年度燃費基準+15%達成車	1.0%	0.5%	★★★★(イ)かつ H27年度燃費基準+10%達成車	2.0%	1.0%	上記以外		2.0%	<p>軽自動車の購入価格に下記の表に示す税率を乗じた額 (乗用)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th colspan="2">税率</th></tr> <tr> <th></th><th>自家用</th><th>営業用</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気軽自動車等(ア)</td><td>非課税</td><td>非課税</td></tr> <tr> <td>★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準75%達成車</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準60%達成車</td><td>非課税 (1.0% (ウ))</td><td>0.5%</td></tr> <tr> <td>★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準55%達成車</td><td>1.0% (2.0% (ウ))</td><td>1.0%</td></tr> <tr> <td>上記以外</td><td></td><td>2.0%</td></tr> </tbody> </table> <p>(貨物)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th colspan="2">税率</th></tr> <tr> <th></th><th>自家用</th><th>営業用</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気軽自動車等(ア)</td><td>非課税</td><td>非課税</td></tr> <tr> <td>★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準75%達成車</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準60%達成車</td><td>1.0%</td><td>0.5%</td></tr> <tr> <td>★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準55%達成車</td><td>2.0%</td><td>1.0%</td></tr> <tr> <td>上記以外</td><td></td><td>2.0%</td></tr> </tbody> </table> <p>(ア)電気軽自動車及び天然ガス軽自動車（平成30年排出ガス規制適合又は窒素酸化物排出量が平成21年天然ガス車基準10%低減達成車） (イ)「電気軽自動車等」を除き、平成30年排出ガス基準50%低減達成車又は平成17年排出ガス基準75%以上低減達成車 (ウ)令和4年1月1日以降の税率</p>	区分	税率			自家用	営業用	電気軽自動車等(ア)	非課税	非課税	★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準75%達成車			★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準60%達成車	非課税 (1.0% (ウ))	0.5%	★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準55%達成車	1.0% (2.0% (ウ))	1.0%	上記以外		2.0%	区分	税率			自家用	営業用	電気軽自動車等(ア)	非課税	非課税	★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準75%達成車			★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準60%達成車	1.0%	0.5%	★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準55%達成車	2.0%	1.0%	上記以外		2.0%
区分	税率																																																																																						
	自家用	営業用																																																																																					
電気軽自動車等(ア)	非課税	非課税																																																																																					
★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準75%達成車																																																																																							
★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準60%達成車	非課税 (1.0% (ウ))	0.5%																																																																																					
★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準55%達成車	1.0% (2.0% (ウ))	1.0%																																																																																					
上記以外		2.0%																																																																																					
区分	税率																																																																																						
	自家用	営業用																																																																																					
電気軽自動車等(ア)	非課税	非課税																																																																																					
★★★★(イ)かつ H27年度燃費基準+20%達成車																																																																																							
★★★★(イ)かつ H27年度燃費基準+15%達成車	1.0%	0.5%																																																																																					
★★★★(イ)かつ H27年度燃費基準+10%達成車	2.0%	1.0%																																																																																					
上記以外		2.0%																																																																																					
区分	税率																																																																																						
	自家用	営業用																																																																																					
電気軽自動車等(ア)	非課税	非課税																																																																																					
★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準75%達成車																																																																																							
★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準60%達成車	非課税 (1.0% (ウ))	0.5%																																																																																					
★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準55%達成車	1.0% (2.0% (ウ))	1.0%																																																																																					
上記以外		2.0%																																																																																					
区分	税率																																																																																						
	自家用	営業用																																																																																					
電気軽自動車等(ア)	非課税	非課税																																																																																					
★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準75%達成車																																																																																							
★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準60%達成車	1.0%	0.5%																																																																																					
★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準55%達成車	2.0%	1.0%																																																																																					
上記以外		2.0%																																																																																					
市たばこ税		<p>従量割1,000本につき 6,122円 *令和3年10月1日以降 従量割1,000本につき 6,552円</p>	従量割1,000本につき 6,552円																																																																																				
特別土地保有税		<p>課税停止 (保有 1.4%) (取得 3%)</p>	同 左																																																																																				
入湯税		<p>宿泊する者 一人1泊につき 150円 宿泊しない者 一人1日につき 50円</p> <p>課税免除の要件 ①年齢12歳未満の者 ②共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 ③修学旅行等学校教育上の行事に参加する者 ④市内に居住する年齢65歳以上の者</p>	同 左																																																																																				
都市計画税		0.2%	同 左																																																																																				

令和5年度		令和6年度		令和7年度					
軽自動車の購入価格に下記の表に示す税率を乗じた額									
(乗用) ※()は令和6年1月1日以降									
区分	税率	区分	税率	区分	税率				
	自家用		自家用		自家用				
電気軽自動車等(ア)	非課税	電気軽自動車等(ア)	非課税	電気軽自動車等(ア)	非課税				
★★★★(イ)かつR12年度燃費基準75%(80%)達成車		★★★★(イ)かつ令和12度燃費基準80%達成かつR2年度燃費基準達成車		★★★★(イ)かつ令和12度燃費基準80%達成かつR2年度燃費基準達成車					
★★★★(イ)かつR12年度燃費基準60%(70%)達成車	1.0%	0.5%	1.0%	0.5%	1.0%				
★★★★(イ)かつR12年度燃費基準55%(60%)達成車	2.0%	1.0%	2.0%	1.0%	2.0%				
上記以外				上記以外	2.0%				
(貨物) ※()は令和6年1月1日以降		(貨物)		(貨物)					
区分	税率	区分	税率	区分	税率				
	自家用		自家用		自家用				
電気軽自動車等(ア)	非課税	電気軽自動車等(ア)	非課税	電気軽自動車等(ア)	非課税				
★★★★(イ)かつH27年度燃費基準+25%(R4年度燃費基準105%)達成車		★★★★(イ)かつ令和4度燃費基準105%達成車		★★★★(イ)かつ令和4度燃費基準105%達成車					
★★★★(イ)かつH27年度燃費基準+20%(R4年度燃費基準)達成車	1.0%	0.5%	1.0%	0.5%	1.0%				
★★★★(イ)かつH27年度燃費基準+15%(R4年度燃費基準95%)達成車	2.0%	1.0%	2.0%	1.0%	2.0%				
上記以外		上記以外		上記以外	2.0%				
(ア)電気軽自動車、燃料電池軽自動車及び天然ガス軽自動車 (平成30年排出ガス規制適合又は窒素酸化物排出量が平成21年天然ガス車基準10%低減達成車)									
(イ)「電気軽自動車等」を除き、平成30年排出ガス基準50%低減達成車又は平成17年排出ガス基準75%以上低減達成車									
同 左		同 左		同 左					
同 左		同 左		同 左					
同 左		同 左		同 左					
同 左		同 左		同 左					

。 市税一覧表

区分 税目	納 税 義 務 者	課 稅 標 準 及 び 税 率
市 民 税	<p>1. 市内に住所を有する個人</p> <p>2. 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しないもの</p> <p>3. 市内に事務所又は事業所を有する法人</p> <p>4. 市内に寮・宿泊所・クラブその他これらに類する施設を有する法人で、市内に事務所又は事業所を有しないもの及び市内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの</p> <p>5. 法人課税信託の引き受けを行うことにより法人税を課される個人及び法人で、市内に事務所又は事業所を有するもの</p>	<p>(個人)</p> <p>所得割 6 % (法人) (令和元年9月30日までに開始した事業年度分については12.1%)</p> <p>均等割 3,000円 均等割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共法人及び公益法人等のうち、均等割を課することができないもの以外のもの ・人格のない社団等 ・一般社団法人及び一般財団法人 ・相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの ・資本金等 1千万円以下 従業者数 50人以下 <p>50,000円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資本金等 1千万円以下 従業者数 50人超 <p>120,000円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資本金等 1千万円超～1億円以下 従業者数 50人以下 <p>130,000円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資本金等 1千万円超～1億円以下 従業者数 50人超 <p>150,000円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資本金等 1億円超～10億円以下 従業者数 50人以下 <p>160,000円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資本金等 1億円超～10億円以下 従業者数 50人超 <p>400,000円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資本金等 10億円超 従業者数 50人以下 <p>410,000円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資本金等 10億円超～50億円以下 従業者数 50人超 <p>1,750,000円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資本金等 50億円超 従業者数 50人超 <p>3,000,000円</p>

申告期限	賦課期日	徴収方法	納期
(個人) 個人申告書 3月15日 給与支払報告書、 公的年金等支払報告書 1月31日	(個人) 1月1日	(個人) 普通徴収 特別徴収（給与） 特別徴収（年金）	(個人) 普通徴収 第1期 6月1日～同月30日 第2期 8月1日～同月31日 第3期 10月1日～同月31日 第4期 1月1日～同月31日 特別徴収（給与） 毎月（6月～翌年5月） 12回徴収 徴収の翌月10日 特別徴収（年金） 年金支給月（4・6・8・ 10・12・2月） 6回徴収 徴収の翌月10日
(法人) 法人税申告期限 (延長法人は法人税法定 申告期限と異なる。)		(法人) 申告納付	(法人) 法人税法定申告期限と 同じ

区分 税目	納 税 義 務 者	課 稅 標 準 及 び 税 率												
固定資産税	土 地 家 屋 償却資産	<p>課税標準額</p> <p>1. 土 地 (住宅用地、非住宅用地) 前年度の課税標準額に次の負担水準(※)の調整措置 を講じて得た額 (※)</p> <p style="text-align: right;">前年度課税標準額</p> <p>負担水準= $\frac{\text{今年度の価格} (\text{小規模住宅用地は} \times 1/6, \text{一般住宅用地、市街化区域農地は} \times 1/3)}{\text{住宅用地: 今年度の価格に} 1/6 \text{又は} 1/3 \text{を掛けた額}} \text{ (本来の課税標準額Ⓐ) と比べて}$</p> <p>(ア) 前年度課税標準額がⒶの100%以上の場合 本来の課税標準額Ⓐ</p> <p>(イ) 前年度課税標準額がⒶの100%未満の場合 前年度課税標準額+Ⓐ×5% (ただし、上記(イ)により計算した額が、Ⓐの100%を上回る 場合は100%、20%を下回る場合は20%が今年度の課税標準額)</p> <p>非住宅用地: 今年度の価格Ⓑと比べて (ア) 前年度課税標準額がⒷの60%以上70%以下の場合 前年度課税標準額を据え置き</p> <p>(イ) 前年度課税標準額がⒷの60%未満の場合 前年度課税標準額+Ⓑ×5% (ただし、上記(イ)により計算した額が、Ⓑの60%を上回る 場合は60%、20%を下回る場合は20%が今年度の課税標準額) ※負担水準が0.7を超える非住宅用地の課税標準額は今年 度の価格×0.7 (一般農地及び市街化区域農地) 前年度の課税標準額に次の負担調整率を乗じて得た額 または今年度の価格 (市街化区域農地は今年度の価格に 1/3を掛けた額) のいづれか低い額</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>負 担 水 準</th><th>負担調整率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">農 地</td><td>0.9以上</td><td>1.025</td></tr> <tr><td>0.8以上0.9未満</td><td>1.05</td></tr> <tr><td>0.7以上0.8未満</td><td>1.075</td></tr> <tr><td>0.7未満</td><td>1.10</td></tr> </tbody> </table> <p>(山林・その他の土地) 今年度の価格=今年度の課税標準額Ⓒ または 前年度課税標準額+Ⓒ×5% のいづれか低い額</p> <p>2. 家 屋 基準年度の価格又は基準年度の価格に比準する価格</p> <p>3. 償却資産 賦課期日における価格</p> <p>税 率 1. 4 %</p>	区 分	負 担 水 準	負担調整率	農 地	0.9以上	1.025	0.8以上0.9未満	1.05	0.7以上0.8未満	1.075	0.7未満	1.10
区 分	負 担 水 準	負担調整率												
農 地	0.9以上	1.025												
	0.8以上0.9未満	1.05												
	0.7以上0.8未満	1.075												
	0.7未満	1.10												

申告期限	賦課期日	徴収方法	納期
住宅用地に関する申告 1月31日	1月1日	普通徴収	第1期 4月1日～同月30日 第2期 7月1日～同月31日 第3期 12月1日～同月26日 第4期 翌年2月1日～同月末日
新築住宅に対する減額申告 1月31日 償却資産 1月31日			

区分 税目	納 税 義 務 者	課 稅 標 準 及 び 税 率
軽自動車税 (種別割)	原動機付自転車 軽自動車 小型特殊自動車 2輪の小型自動車	原動機付自転車 総排気量 (又は定格出力) 0.05リットル (0.6キロワット) 以下のもの 2,000円 0.05リットル (0.6キロワット) を超え、0.09リットル (0.8キロワット) 以下のもの 2,000円 0.09リットル (0.8キロワット) を超えるもの 2,400円 3輪以上のもの (総務省令で定めるものを除く) (通称ミニカー) 0.02リットル (0.25キロワット) を超えるもの 3,700円 軽自動車 2輪のもの (側車付のものを含む) 3,600円 3輪のもの 3,900円 4輪以上のもの 乗用営業用 6,900円 " 自家用 10,800円 貨物営業用 3,800円 " 自家用 5,000円 小型特殊自動車 農耕作業用 2,400円 その他のもの 5,900円 二輪の小型自動車 6,000円

※平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

※平成27年3月31日以前に初めて車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税については、なお従前の例による。

※3輪以上の軽自動車において初めて車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税については、税額を以下のとおりとする。ただし、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

3輪のもの	4,600円
4輪以上のもの 乗用営業用	8,200円
" 自家用	12,900円
貨物営業用	4,500円
" 自家用	6,000円

※3輪以上の軽自動車のうち電気自動車もしくは天然ガス自動車(ポスト新長期規制からNO_x10%低減)に該当するもので、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和5年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。

3輪のもの	1,000円
4輪以上のもの 乗用営業用	1,800円
" 自家用	2,700円
貨物営業用	1,000円
" 自家用	1,300円

申告期限	賦課期日	徴収方法	納期
取得申告 納税義務が発生した日から15日以内	4月1日	普通徴収	5月1日～同月31日
廃車申告 納税義務が消滅した日から30日以内			
変更申告 変更事由の生じた日から15日以内			

区分 税目	納 税 義 務 者	課 税 標 準 及 び 税 率																																						
軽自動車税 (種別割)		<p>※ 3輪以上の軽自動車のうち平成30年排出ガス基準50%低減達成車もしくは平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)かつ令和12年度燃費基準に対する達成の程度が90%以上であり、かつ令和2年度燃費基準を達成しているもので、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和5年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。</p> <table> <tbody> <tr> <td>3輪のもの</td><td>2,000円</td></tr> <tr> <td>4輪以上のもの</td><td>3,500円</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 3輪以上の軽自動車のうち平成30年排出ガス基準50%低減達成車もしくは平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)かつ令和12年度燃費基準に対する達成の程度が70%以上であり、かつ令和2年度燃費基準を達成しているもので、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和5年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。</p> <table> <tbody> <tr> <td>3輪のもの</td><td>3,000円</td></tr> <tr> <td>4輪以上のもの</td><td>5,200円</td></tr> </tbody> </table>	3輪のもの	2,000円	4輪以上のもの	3,500円	3輪のもの	3,000円	4輪以上のもの	5,200円																														
3輪のもの	2,000円																																							
4輪以上のもの	3,500円																																							
3輪のもの	3,000円																																							
4輪以上のもの	5,200円																																							
軽自動車税 (環境性能割)	三輪以上の軽自動車の取得者	<p>軽自動車税(環境性能割)の税率</p> <p>(乗用) ※()は令和6年1月1日以降</p> <table> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気軽自動車等(ア)</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準75% (80%)達成車</td> <td>1.0%</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準60% (70%)達成車</td> <td rowspan="2">2.0%</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準55% (60%)達成車</td> <td>2.0%</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(貨物) ※()は令和6年1月1日以降</p> <table> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気軽自動車等(ア)</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>★★★★(イ)かつ H27年度燃費基準+25% (R4年度燃費基準105%)達成車</td> <td>1.0%</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>★★★★(イ)かつ H27年度燃費基準+20% (R4年度燃費基準)達成車</td> <td rowspan="2">2.0%</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>★★★★(イ)かつ H27年度燃費基準+15% (R4年度燃費基準95%)達成車</td> <td>2.0%</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(ア)電気軽自動車・燃料電池軽自動車及び天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合または窒素酸化物排出量が平成21年天然ガス車基準10%低減達成車) (イ)「電気軽自動車等」を除き、平成30年排出ガス基準50%低減達成車又は平成17年排出ガス基準75%以上低減達成車</p>	区分	税率		自家用	営業用	電気軽自動車等(ア)	非課税	非課税	★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準75% (80%)達成車	1.0%	0.5%	★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準60% (70%)達成車	2.0%	1.0%	★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準55% (60%)達成車	2.0%	上記以外			区分	税率		自家用	営業用	電気軽自動車等(ア)	非課税	非課税	★★★★(イ)かつ H27年度燃費基準+25% (R4年度燃費基準105%)達成車	1.0%	0.5%	★★★★(イ)かつ H27年度燃費基準+20% (R4年度燃費基準)達成車	2.0%	1.0%	★★★★(イ)かつ H27年度燃費基準+15% (R4年度燃費基準95%)達成車	2.0%	上記以外		
区分	税率																																							
	自家用	営業用																																						
電気軽自動車等(ア)	非課税	非課税																																						
★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準75% (80%)達成車	1.0%	0.5%																																						
★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準60% (70%)達成車	2.0%	1.0%																																						
★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準55% (60%)達成車		2.0%																																						
上記以外																																								
区分	税率																																							
	自家用	営業用																																						
電気軽自動車等(ア)	非課税	非課税																																						
★★★★(イ)かつ H27年度燃費基準+25% (R4年度燃費基準105%)達成車	1.0%	0.5%																																						
★★★★(イ)かつ H27年度燃費基準+20% (R4年度燃費基準)達成車	2.0%	1.0%																																						
★★★★(イ)かつ H27年度燃費基準+15% (R4年度燃費基準95%)達成車		2.0%																																						
上記以外																																								
市たばこ税	製造たばこの製造者 特定販売業者 卸売販売業者	<ul style="list-style-type: none"> ・従量割 <p>旧3級品以外</p> <p>令和2年10月1日以降 1,000本につき6,122円 令和3年10月1日以降 1,000本につき6,552円</p> <p>旧3級品</p> <p>令和2年10月1日以降 1,000本につき6,122円 令和3年10月1日以降 1,000本につき6,552円</p>																																						

申告期限	賦課期日	徴収方法	納期
	4月1日	普通徴収	5月1日～同月31日
車両番号の指定の時		申告納付	車両番号の指定の時
翌月末日		申告納付	翌月末日

区分 税目	納 税 義 務 者	課 税 標 準 及 び 税 率												
特 別 土 地 保 有 税	平成14年度以前の納税義務者で、税額の徴収を猶予している者	※平成15年度以降、新規課税停止												
入 湯 税	鉱泉浴場における入湯客	<p>宿泊する者 1人1泊 150円 宿泊しない者 1人1日 50円</p>												
都 市 計 画 税	市街化区域内に所在する土地・家屋の所有者	<p>課税標準額 1. 土 地 (住宅用地、非住宅用地) 前年度の課税標準額に負担水準(※)の調整措置 を講じて得た額</p> <p>(※) $\text{負担水準} = \frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{今年度の価格}} \quad (\text{小規模住宅用地は} \times 1/3, \text{一般住宅用地, 市街化区域農地は} \times 2/3)$</p> <p>住宅用地：今年度の価格に1/3又は2/3を掛けた額（本来の課税標準額Ⓐ）と比べて (ア) 前年度課税標準額がⒶの100%以上の場合 本来の課税標準額Ⓐ (イ) 前年度課税標準額がⒶの100%未満の場合 前年度課税標準額+Ⓐ×5% (ただし、上記(イ)により計算した額が、Ⓐの100%を上回る場合は100%、20%を下回る場合は20%が今年度の課税標準額)</p> <p>非住宅用地：今年度の価格Ⓑと比べて (ア) 前年度課税標準額がⒷの60%以上70%以下の場合 前年度課税標準額を据え置き (イ) 前年度課税標準額がⒷの60%未満の場合 前年度課税標準額+Ⓑ×5% (ただし、上記(イ)により計算した額が、Ⓑの60%を上回る場合は60%、20%を下回る場合は20%が今年度の課税標準額)</p> <p>※前年度課税標準額がⒷの70%を超える場合は、 Ⓑの70%が今年度の課税標準額 (市街化区域農地) 前年度の課税標準額に次の負担調整率を乗じて得た額 または今年度の価格に1/3を掛けた額のいざれか低い額</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>負 担 水 準</th> <th>負 担 調 整 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">農 地</td> <td>0.9以上</td> <td>1.025</td> </tr> <tr> <td>0.8以上0.9未満</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>0.7以上0.8未満</td> <td>1.075</td> </tr> <tr> <td>0.7未満</td> <td>1.10</td> </tr> </tbody> </table> <p>(山林・その他の土地) 今年度の価格=Ⓒ または 前年度課税標準額+Ⓒ×5% のいざれか低い額</p> <p>※令和3年度は、負担調整措置により課税標準額が増加する土地について、前年度の課税標準額に据え置く。</p> <p>2. 家 屋 基準年度の価格又は基準年度の価格に比準する価格 税 率 0. 2 %</p>	区 分	負 担 水 準	負 担 調 整 率	農 地	0.9以上	1.025	0.8以上0.9未満	1.05	0.7以上0.8未満	1.075	0.7未満	1.10
区 分	負 担 水 準	負 担 調 整 率												
農 地	0.9以上	1.025												
	0.8以上0.9未満	1.05												
	0.7以上0.8未満	1.075												
	0.7未満	1.10												

申告期限	賦課期日	徴収方法	納期
翌月15日		特別徴収	翌月15日
	固定資産税と同じ	固定資産税と同じ	固定資産税と同じ

○延滞金・還付加算金の割合（利率）等の変遷について

延滞金の割合について

適用期間	延滞金の割合（ ）内は納期限の翌日から1か月間の割合
平成11年12月31日以前	年14.6%（7.3%）
平成12年1月1日～平成25年12月31日	年14.6%（特例基準割合 ^① ）
平成26年1月1日～令和2年12月31日	特例基準割合 ^② に年7.3%割合を加算した割合 (特例基準割合 ^② に年1%の割合を加算した割合。ただし、その割合が年7.3%を超える場合は年7.3%の割合とする。)
令和3年1月1日以後	延滞金特例基準割合に年7.3%割合を加算した割合 (延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合。ただし、その割合が年7.3%を超える場合は年7.3%の割合とする。)

還付加算金の割合について

適用期間	還付加算金の割合
平成11年12月31日以前	年7.3%
平成12年1月1日～平成25年12月31日	特例基準割合 ^① 。ただし、その割合が年7.3%を超える場合は年7.3%の割合とする。
平成26年1月1日～令和2年12月31日	特例基準割合 ^② 。ただし、その割合が年7.3%を超える場合は年7.3%の割合とする。
令和3年1月1日以後	還付加算金特例基準割合

特例基準割合等について

適用期間	名称	定義
平成12年1月1日～平成25年12月31日	特例基準割合 ^①	各年の前年の11月30日を経過するときにおける日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合
平成26年1月1日～令和2年12月31日	特例基準割合 ^②	各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除した割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合
令和3年1月1日以後	延滞金特例基準割合	平均貸付割合（各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除した割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合）に年1%の割合を加算した割合
	還付加算金特例基準割合	平均貸付割合に年0.5%の割合を加算した割合

延滞金・還付加算金の割合の推移について

適用期間	延滞金		還付加算金
	納期限の翌日から 1月を経過する日まで	納期限の翌日から 1月を経過した日以後	
平成 11 年 12 月 31 日以前	7. 3 %	14. 6 %	7. 3 %
平成 12 年 1 月 1 日～平成 13 年 12 月 31 日	4. 5 %	14. 6 %	4. 5 %
平成 14 年 1 月 1 日～平成 18 年 12 月 31 日	4. 1 %	14. 6 %	4. 1 %
平成 19 年 1 月 1 日～平成 19 年 12 月 31 日	4. 4 %	14. 6 %	4. 4 %
平成 20 年 1 月 1 日～平成 20 年 12 月 31 日	4. 7 %	14. 6 %	4. 7 %
平成 21 年 1 月 1 日～平成 21 年 12 月 31 日	4. 5 %	14. 6 %	4. 5 %
平成 22 年 1 月 1 日～平成 25 年 12 月 31 日	4. 3 %	14. 6 %	4. 3 %
平成 26 年 1 月 1 日～平成 26 年 12 月 31 日	2. 9 %	9. 2 %	1. 9 %
平成 27 年 1 月 1 日～平成 28 年 12 月 31 日	2. 8 %	9. 1 %	1. 8 %
平成 29 年 1 月 1 日～平成 29 年 12 月 31 日	2. 7 %	9. 0 %	1. 7 %
平成 30 年 1 月 1 日～令和元年 12 月 31 日	2. 6 %	8. 9 %	1. 6 %
令和 2 年 1 月 1 日～令和 2 年 12 月 31 日	2. 6 %	8. 9 %	1. 6 %
令和 3 年 1 月 1 日～令和 3 年 12 月 31 日	2. 5 %	8. 8 %	1. 0 %
令和 4 年 1 月 1 日～令和 7 年 12 月 31 日	2. 4 %	8. 7 %	0. 9 %